

# 第 1 部

## 総 論

### Chapter 2

#### 我が国法体系上の位置づけ

不正競争防止法は、不正競争の防止により、事業者の営業上の利益の保護を図るとともに、これを通じて事業者間の公正な競争の確保を図る法律である。本法の我が国法体系上の位置づけは以下のとおりである。

## **1 不法行為法（民法）との関係：不法行為法<sup>5</sup>の特別法**

我が国の不法行為法は、損害賠償請求を基本とし、差止請求は原則的に認められていないと解されている。しかし、競争事業者間で行われる不法行為については、事後的な損害賠償請求のみでは救済として不十分であることから、本法により、損害賠償請求権に加えて、特に差止請求権を付与したものである。

また、不法行為法によれば、特定人に対する加害が必要であるが、専ら図利を目的としていて同業者の被害が稀薄な場合は、これが認められない。そこで、本法では、著名表示冒用行為、商品・役務内容等の誤認惹起行為、技術的制限手段を無効化する装置等の提供行為など、必ずしも競業者間の行為でなくても、一定の行為基準に反して利益を得る行為を不正競争として捕捉した点に意義がある。

## **2 知的財産<sup>6</sup>法との関係：知的財産法の一環**

本法は、特許法、商標法等と同様の知的財産法の一環をなすものである。例えば、本法の規定する「不正競争」のうち、混同惹起行為、著名表示冒用行為の規制は商標法とともに営業上の信用に化体された財産を保護するものであり、営業秘密の保護は特許法等とともに人の創作活動を保護するものである。

また、知的財産基本法（第2条第1項）においては、「知的財産」とは「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は

---

<sup>5</sup> 民法第709条「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」。

<sup>6</sup> ここでいう「知的財産」とは、特許法等の産業財産権、著作権等のほか、不正競争防止法上保護すべき利益を含んだ概念である。

役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう」としており、「事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの」に該当する商品等表示、「意匠」に該当し得る商品形態、及び「営業秘密」等、不正競争防止法で保護されている利益を「知的財産」に含めており、また、「知的財産権」の定義として（同条第2項）、「特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう」としており、このような知的財産に関して不正競争防止法によって保護される利益に係る権利を知的財産権として認めている。

なお、特許法、商標法等の産業財産権法が客体に権利を付与するという方法（権利創設）により知的財産の保護を図るものに対し、本法は「不正競争」行為を規制するという方法（行為規制）により知的財産の保護を図るものである。

### **3 独占禁止法との関係：競争秩序の確保の一環**

本法は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）等とともに、競争秩序の維持を図る法律である。

独占禁止法は、カルテル、私的独占、不当な取引制限等の自由競争を制限する行為を禁止するとともに、公正な競争を阻害する行為を不公正な取引方法として禁止し、「公正且つ自由な競争」を促進し、もって「一般消費者の利益を確保する」ことが特徴である。また、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）も、同様の目的から、商品や役務についての不当な表示等を禁止している。このため、独占禁止法等は、公正取引委員会等による排除措置命令等の行政規制を中心にしながら、同時に、消費者を含め私益の侵害を受けた者にも差止請求等の原告適格を与えている。

これに対して、本法は、「不正競争」の防止を通じて「事業者間の公正な競争を確保する」ことが特徴である。このため、本法は、公益に対する侵害の程度が高いものについては刑事罰の対象とするとともに、私益の侵害にとどまるものについては事業者である当事者間の差止請求、損害賠償請求等の民事的請求

に任せており、消費者には原告適格がない。

#### **4 刑法との関係：事業活動に関わる処罰を補完**

本法は、「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」を国内的に実施する法律である。我が国の刑法の贈収賄罪は、我が国公務員の職務の公正とこれに対する国民の信頼を保護法益とするものである。これに対し、同条約によって義務づけられている外国公務員に対する贈賄行為の処罰は、「国際商取引における公正な競争」を確保するという一定の行政目的に基づくものであって、刑法の贈賄罪とは保護法益を異にしており、刑法の贈収賄罪の体系に属するものではない。

また、本法は、平成15年改正により、営業秘密に係る不正競争行為に対する刑事罰を導入した。営業秘密が有体物（財物）に化体している場合にあっては、その不正取得等が刑法上の窃盗罪や横領罪等の対象となる場合があるが、経済社会の情報化等の進展に伴い、営業秘密という情報（無体物）自体を財産的価値のあるものとして営業秘密に対する一定の侵害行為を本法の刑事罰の対象とした。

なお、本法で規定される罰則については、刑法第1条及び第8条の規定により、日本国内で行われた行為を処罰対象としている。ただし、営業秘密侵害罪及び秘密保持命令違反罪、外国公務員不正利益供与罪については、国外犯処罰について特別の規定が設けられている。

#### **5 民事訴訟法との関係：民事訴訟手続の特例**

本法には、不法行為法と異なり差止請求権が与えられている。また、他の知的財産権法と同様に、損害額の推定、具体的態様の明示義務、書類提出命令等の民事訴訟手続の特例が定められている。

また、平成16年改正により、営業秘密の民事訴訟上の保護を図るため、証拠調べ等における秘密保持命令等、インカメラ審理手続、当事者尋問等の公開停止（非公開審理）について、規定が設けられている。

さらに、平成 27 年改正により、営業秘密侵害の被害者の立証負担の軽減を図るため、営業秘密である生産方法等の不正使用行為の推定について、規定が設けられている。

## **6 刑事訴訟法との関係：刑事訴訟手続の特例**

本法には、平成 23 年改正により、営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟手続において営業秘密の保護を図るため、公開の法廷において営業秘密の内容を秘匿するための秘匿決定、呼称等の決定、尋問等の制限、公判期日外の証人尋問等のほか、証拠開示の際の営業秘密の秘匿要請といった刑事訴訟手続の特例が定められている。